

令和7年度伊仙町DX推進リーダー育成研修業務委託仕様書

令和7年6月12日赤字修正

1 件名

令和7年度伊仙町DX推進リーダー育成研修業務委託

2 委託期間

契約書締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

鹿児島県大島郡伊仙町伊仙1842番地

4 委託目的

伊仙町では、デジタル技術を用いて、業務の効率化・住民サービス品質の向上・負担を軽減する事等を目標に、行政サービスの再構築や推進体制の整備等を計画しています。

本業務は計画実現に必要な人材として、職員の中から自治体DXを強力に推進する「DX推進リーダー」を育成するための研修を、外部の専門組織に委託するものです。

5 研修の概要

(1) 研修の実施

「伊仙町DX人材育成方針」を踏まえ、DX推進リーダーを育成するための研修を実施すること。ただし伊仙町DX人材育成方針のスキルマップ（以下「スキルマップ」という。）に記載されている内容例「**デジタルツール活用**」「DX先進地視察等」は除く。

(2) 対象人数

対象人数は16名。

6 委託要件

(1) 伊仙町DX推進リーダー研修スケジュールの作成

「伊仙町DX人材育成方針」ならびに、本仕様書と同時に提供している「令和7年度DXリーダー育成プログラム案全体体系図」を基に、研修プログラム及びスケジュールを作成すること。

(2) 研修教材の提供

- ① 集合研修等で使用する教材（以下、「教材」という。）を提供すること。なお、教材はデータまたは紙媒体にて提供すること。
- ② eラーニング等、インターネット上での学習コンテンツを閲覧できる環境を提供すること。なお、提供方法・期間、提供に係るライセンス費用等についてはすべて提案に含め

ること。ただし、インターネットへの接続手法や閲覧を行う端末は含まないものとする。

- ③伊仙町ではeラーニングプラットフォームを有していないため、プラットフォームを提供すること。
- ア 管理画面で受講状況を確認できること。
 - イ 管理者マニュアル、利用者マニュアルを有していること。
 - ウ 研修動画はPC/スマホ/タブレットで視聴できること。
 - エ ネット環境下であれば自宅等でも視聴できること。

(3) 研修講師の派遣

- ① 研修講師には、研修の実施に関して豊富な知識や経験を有する候補者を選定すること。万が一、選定予定としていた講師の派遣が難しくなった場合には、同等かそれ以上の実績等を有する講師を手配できるような体制を予め構築すること。
- ② 講師が遠方にいることや講師のスケジュールの都合等の理由で対面型での研修を行うことが困難であり、かつ、その研修の内容がオンラインでも十分効果を発揮できるものである場合は、集合研修はオンラインでの実施も可能とする。
- ③ その他運用上の詳細については、契約後に双方の協議により定める。

(4) 研修の実施や運営

- ① 講義・演習などの手法を取り入れ、より実践的な研修を実施すること。
- ② 研修の際の進行管理を担うこと。

(5) 研修の回数等

履行期間における各研修の実施回数は、それぞれ1回以上とすること

(6) 研修アンケートの実施

受講者の満足度、理解度等を測るアンケートを実施し、分析結果を町に提出すること。なお、アンケート実施内容については提案者の提案によるものとし、事前に町の承認を得ること。

(7) 研修成果の報告

事業実施報告書を成果物として作成すること。

7 研修の内容

研修の種類として以下の内容を含めること

- (1) 研修・ワークショップ（集合研修）
 - ①DX推進リーダー育成ワークショップ
 - DX推進リーダーに必要な考え方や身についておくポイント等に関するもの。
 - ②BPRワークショップ
 - BPRとは何か、その必要性や具体的な手法を学ぶもの。
 - ③EBPM基礎ワークショップ

エビデンス（根拠）に基づく政策立案の基本を学ぶもの。

④データ利活用講義

データ利活用の意義や必要性に関するもの

(2) e ラーニング等（自習的な学習）

①地方自治体に特化した講座があること

②受講後にスキルマップ記載の DX 推進リーダーに必要なスキル・知識が身につく講座を提供すること。e ラーニングと紙媒体を組み合わせても差し支えない。

③サブスク方式等で様々な基礎知識が学べる講座を提供すること

8 提案内容

提案書は、次の①～④の項目について提案すること。

- ① 研修プログラムに係る内容
- ② 講師に係る内容（登壇履歴等）
- ③ 提案者に係る内容（自治体における研修提供実績等）
- ④ その他、DX 人材育成全般に係る、追加提案やアプリケーションの提供など、DX 推進リーダー育成の実施に関連する独自提案がある場合はその内容。ただし募集要領に記載の提案上限額を超えてはならない。

9 成果物

事業実施報告書及び研修で使用した資料一式のデータを納品すること。

10 その他

- (1) 町の条例、規則等を遵守し、本町の現状を把握した上で実施すること。
- (2) 業務体制に変更や見直しがある場合は、隨時、報告を行うこと。
- (3) 随時、町と受託者により日程や研修内容などの打合せを行いながら業務を実施すること。
- (4) 原則として再委託は認めないものとする。ただし、合理的な理由があり、事前に文書により町の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 受託者は本契約の履行に当たり、履行中に知り得た情報（個人情報を含む。）を正当な理由なく他に開示し、又は自らの利益のために利用してはならない。契約終了後又は契約解除後においても同様とする。
- (6) 本業務の成果物の一切の権利は、本町に帰属するものとする。ただし、受託者が、本業務と類似の業務を他の地方公共団体で行う場合（受託前に参考 資料として提供することを含む。）においては、町の承諾なく成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られたアンケート結果等を含む。）を当該地方公共団体に閲覧させることができる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、町及び受託者で協議の上決定する